

議案第40号

前橋市保健所関係使用料及び手数料条例の改正について

令和2年3月3日提出

前橋市長 山本 龍

前橋市保健所関係使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

前橋市保健所関係使用料及び手数料条例（平成20年前橋市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第96号中「1,000円」を「2,000円」に、「300円」を「600円」に改め、同表中第105号を第108号とし、第98号から第104号までを3号ずつ繰り下げ、同表第97号中「（平成20年前橋市条例第43号）」を削り、同号を同表第100号とし、同表第96号の次に次の3号を加える。

| | | |
|---|--------------|--------------------------|
| (97) 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項において準用する同条第1項本文の規定により引き取った犬若しくは猫又は同法第36条第2項の規定により収容した犬若しくは猫の飼養管理 | 犬又は猫の飼養管理手数料 | 収容した日を除き、1頭又は1匹につき1日400円 |
| (98) 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項において準用する同条第1項本文の規定により引き取った犬若しくは猫又は同法第36条第2項の規定により収容した犬若しくは猫の返還 | 犬又は猫の返還手数料 | 1頭又は1匹につき4,000円 |
| (99) 前橋市動物の愛護 | 収容犬飼養管理 | 収容した日を除き、1頭に |

| | | |
|--|-----|----------|
| 及び管理に関する条例 (平成20年前橋市条例 第43号)第11条第1 項の規定により収容され た犬の飼養管理 | 手数料 | つき1日400円 |
|--|-----|----------|

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。